

# 障害をもっている人の QOL への一考察

## －障害者関係法を中心に－

山 本 誠

### 1. はじめに

西欧諸国で、また日本で QOL (Quality of Life) が、多くの異なる領域から関心をもたれている。特に先進国と言われる国では、産業構造の変化が、物の量的充足を促し、その質が問われだした。個性化、多様化が叫ばれる中、人がどのように生涯を生きていくのか。一人一人がその置かれた状況の中で絶えず尊重され、生活を営んでいくには、QOL の充足は不可欠の要素である。しかし、その QOL の概念の定義となると、なかなか統一されたものがない。QOL は、主観的因素と客観的因素を兼ね備えた概念であるが故に、そのどちらか一方を充たすことが、QOL の目標とはならないことも、概念規定を困難にしている要因であろう。

本研究では、障害をもっている人が QOL を高めていくために、現在の日本の障害者関係法を、国民生活指標 (NSI) の示す 8 つの生活領域（健康、環境と安全、経済的安定、家庭生活、勤労生活、学校生活、地域・社会活動、学習・文化活動）から検討を加えた。もちろん、ここには障害をもっている人の主観的因素は一切含まれてはいない。障害をもっている人の生活を支える法律として、客観的に何をそれらが充たそうとしているのか。そして、QOL を高めていくためには、法律がどうあるべきかを考察するのが目的である。

### 2. QOL の概念

日本における「QOL」あるいは「生活の質」という用語の使用は、70年代（いわゆる高度経済成長から低成長の時代）頃からみられ始める。GNP 的指標の典型である所得の増大があるにもかかわらず、このようなことが強く言われるようになったのは、今までとはちがった視点からわれわれの生活を考えてみようという欲求からうまれた<sup>1)</sup>。国としても、貨幣的指標の向上によってのみ福祉の水準（生活の質）を測定しうるものではないとの認識から、1970年12月に社会福祉指標研究会を発足させ、国民の福祉水準の測定を目的とした社会指標の開発にとりかかり、74年に最初の社会指標体系を公表した<sup>2)</sup>。

しかし、あまりにも大きな意味合いをもつ QOL についての定義となると、今日においても確固たるものはみあたらない。もちろん、その試みにおいては萩原が、欧米におけるクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の調査研究をレビューし、「生活のしやすさや環境の整備と個人個人の安寧感・充実感とを総合的に加え合わせたもの」とし、きわめて現在的なシチュエーションとよく適合していると述べている<sup>3)</sup>。しかし、金子・松本が、ダルキー (Dalky, K. C.) ・ミッケル (Mitchell, A.) ・ベン (Benn, A. W.) のそれぞれの定義から、その中心課題のとらえ方で、生活者の意識面を中心に考える立場と、生活者のおかれている環境状態で考える立場の 2 つに分かれる<sup>4)</sup>。

1) 村田昭治・疋田聰、「生活の質」小論、『月刊国民生活』国民生活センター普及部、1973年3月号、12~13ページ。

2) 国民生活審議会総合政策部会調査委員会編、『国民生活指標』大蔵省印刷局、1985年、5 ページ。

3) 萩原勝、『日本人のクオリティ・オブ・ライフ』至誠堂、1978年、5 ページ。

4) 金子勇・松本洸編著、『クオリティ・オブ・ライフ』福村出版、1986年、29ページ。

表 1 QOL（生活の質）の事典・辞典等での位置づけ

発行年	事典、辞典、等	用語	内容
1981.11	新版 心理学事典	<独立した項目なし>	<文脈・用語説明の中で>生態学的心理学（地域社会の生活の質 Quality of Life in Community） 行動場面を定義するには、1) 時間・空間、2) 行動の特徴、3) 人間の成分、4) 人間以外の成分、の 4 条件を明らかにしなければならない い。…行動場面で 2 つの町を持続づけるために、それらがどの程度普遍的・個別的か、持続的か否か、原形 genotype の表現とみなされるか 吟味して、ハビタット（产地）の広さ、規則性・離発生などを記述する必要がある。その際、着目するは、1) 行動の型、2) 浸透度、 3) 地域的・白単性、4) 離散的・複数の系統などである。その際、諸側面は、1) 観測面は、2) 行動の型、3) 地域社会の有する諸側面あるいは、上記の諸側面が経済にどの程度可変、不变か、などである。これらの側面は、1) 行動の型、2) 浸透度、 3) 地域社会の有する諸側面を成員がどこまで利用可能か（その逆数をセンチアーブ centiurb 当たりの人口）を算出するとき、当該地域社会の生活の質 quality of life が示される。年間・1 日当たり・1 時間当たりの行動場面の数を平均したもののがセンチアーブの広がりであり、その大小は当該地域社会の活動気を示すとみてよい。
1982.8	社会学小辞典 (増補第 1 版)	生活の質 <増補の中>	所得の向上や富の増大など消費的生活の量的な改善だけではなく、労働生活や余暇生活、また家族生活だけではなく職場や地域の生活なども含め、しかもも物質的な面ばかりではなく、社会関係、文化、レクリエーション等に、生活の諸側面がそこでの課題とされる。
1984.1	現代社会学辞典	<独立した項目なし>	<文脈の中で>生活構造…このように生活体系自体、種々の問題をもつているとはいへ、この期になり、はじめて、体系的に生活の諸側面あるいは「生活の質」評価のための量的（および非量的）に基づく社会指標の策定が政府機関でも検討されはじめ、いわゆる「生活の質」評価のための指標を定式化していく。 …このように生活体系統計的・統計的に見えてくる社会指標の策定もこの期に現れる。
1988.2	社会学事典	生活の質	1980年代を通じての高度経済成長と都市化の進展に伴う環境破壊や生活問題の拡大に対する反省として、從来の物質的、「量的」生活への志向に対する「豊かさ」や満足度、幸福度といった主観的指標によっては捉えることができないため、精神的・社会的指標や「社会指標」の開発を通じてめざされていく。一方で経済成長を通じて社会指標を製造する反省しない批判を実現しながら、他方では経済のソフтвер・サービス化といった消費社会の発展と歩調をそろえつつ、消費機能の転換に基づく消費社会のイデオロギーを担うものもある。
1989.3	社会福祉実践論	QOL (生活の質)	quality of life (QOL) の訳語で、生命・生活・人の質をさす。リハビリテーションの分野では、從来、ADL (日常生活動作) の自立がその究極の目標としてかかげられてきたが、最近では、これに代わって QOL が新しい目標にかかげられるようになつた。QOL の構造は、日常生活動作はももちろん、労働・家庭生活・趣味・文化活動・レジャー・スポーツなど多目的においても、自己決定権や労働の意義を重視するものである。
1989.6	リハビリテーション解説事典	QOL (生活の質)	クオリティ・オブ・ライフ、略して「QOL」といいます。この語は1960年代の末から使用され始め、次第に一般化してきた用語です。殊に日本では高度経済成長期が終わるころから生活の量的な面が充足された反面、公害の発生や自然環境の破壊など、開発や発展の結果もたらされたマイナス面の増加に気づき始めた。失われたものの回復すなむち生活の質の回復すなむち障害者の「ライフサイクル」(生命・生活・人生)の自立が必要とするところが述べられています。リハビリテーションの目標は、社会的不利益も被ることを考えられがちで、最低限自分の身の回りの自立が必要といふ考えが、これまでの傾向に沿って社会的不利益も被ることを同じくして障害者の「ライフサイクル」(生命・生活・人生)の自立が必要とするところが述べられています。リハビリテーションの反省とあいまって、「QOL」への関心が高まつたといふ点で、日常生活において介助を必要とするところであつたそれが今までの傾向に對する患者側の「自立生活 (IL)」と異なって、それは立派な社会的自立であるとする考え方があります。ここでの「QOL」の示す意味は、患者の側の「自立生活 (IL)」と異なるところができます。つまり、障害者の人格の自立性、尊厳性は絶対的に認められなければならないという考え方を示しています。つまり、障害者のもつ障害が重度で全面的介助を要するとしても、その人の目的的な介助や経済的・社会的援助を見るところは当然の権利として認められるべきで、それらの介助や援助によって人間らしい生活が達成されるならば、人格的には自立しているのだとして考えられます。
	中央法規出版		そこで「自立した生活」とは具体的に何を指すのかといふことが問われます。それらは、①基本的な身体機能、②健康管理能力、③日常生活能力、④戸外移動能力、⑤家事遂行能力、⑥規則ある生活の遂行能力、⑦コミュニケーション能力であり、図1・2に示される能力で代償することができます。すと（例えば肢体不自由者では、欠缺していること）が自立生活を送っていることが示されています。すなわち、自力で移動ができず、家事ができないくとも家族や友人とコミュニケーションができる精神的に成熟しており、自分の生活を管理できることが求められます。しかし、「人間らしい生活」には、上記のほかに労働や仕事、経済活動、旅行・レジャー活動、スポーツなど

(表1つづき)

発行年	事典・辞典・等	用語	内容
1989.9	介護福祉用語辞典	クオリティ・オブ・ライフ	「生活の質」「人生的質」「生命的質」などと訳される。一般的な考えは、生活者の満足感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この理念は、医療・福祉・工学その他の諸科学が、自らの科学上・技術上の問題を見直しをすることによって、よりよい援助をめぐらすことに対する「クオリティ・オブ・ライフ」の視点をもつことによって、よりよい援助を求めることがある。
1989.11	社会保障・社会事典	QOL	「文脈の中でのみ成立する概念」である。(2)保健・医療・労働は、その生活・社会的な面をふくめ援助を提供するものでなければならない。…すべての人びとの健康を保障することが目標とされている。また、「クオリティ・オブ・ライフ」(QOL、生活の質)が追求され、より高い人間的生活を可能にすることが保健・医療の目標となってきた。
1990.2	医療・福祉・保健の総合年鑑 WIBA '90	QOL (生活の質)	Quality of life の略語である。一般的には、人間が日常生活上で必要とされる満足感・幸福感・安定感を規定している諸要因の質をいう。この考え方では、医療・福祉・工学その他の諸科学が、自らの科学上・技術上の問題を見直しをすることによって、よりよいものとすることが目標となる。この視点が「生命の質」でも、生活の諸環境や生活者自身の意識などを整えることで、暮らしづの質をよりよいものとする。
1992.4	社会福祉用語辞典	クオリティ・オブ・ライフ	「生活の質」「人生的質」などと訳される。一般的な考えは、生活者の満足感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この視点は、医療・福祉・工学その他の諸科学が、自らの科学上・技術上の問題を見直しをすることによって、よりよい援助をめぐらす視点となる。この視点が「生命の場」での援助も、「暮らしの質」をよりよいものにするといふ。
1992.11	心理臨床大事典	クオリティ・オブ・ライフ	「文脈の中で>障害児 (者) 福祉の地域サービス (3) 社会参加促進のための施策」をつくっていくうえでも、今後の重要な施設である。この対策の一つとして、人々の関心も高まっている。
1993.2	新社会学辞典	生活の質	「文脈から、大量消費型社会から経済のソフトラト化 (情報化とサービス経済化) を伴う都市型の移行を前提として、施設をとらざる」ではない。従来の社会指標が社会状態の客観的測定に限定されてきた点も反省される。住民の評価意識を踏まえた主観指標を意味する。住民の評価意識を踏まえた主観指標を意味する。諸要因の一つとして、生活全般の「量」に評価意識を認めようとする視点である。この概念がわかつては環境に適応する意識要因と医療及び福祉の「生きの場」で、医療及び福祉の「生きの場」で、生じる環境要因と環境要因との関わりを調査 (1986) と環境要因視点 (たとえば経済企画庁国民生活局『国民生活選好度調査』1979) の両タイプに大別することができる。
1993.6	現代福祉用語辞典	有斐閣	【定義】人びとの生活内容を主として物的側面から量的にとらえる生活水準と異なり、非物的側面も含めて質的にとらえる概念。生活の質とは、生活の快適性ともいえる。人びとの生活が真に豊かであるかどうかは、モノと心、他人と自分、生産システムと生活システムなどの調和とバランスを前提として目的概念として論議されねばならない。
		雄山閣出版	【展開・内容】1980年代後半から1990年代にかけて、経済大国から生活大国へと行政側のスローガンも変化する中で、眞の豊かさやゆとりとは何かが追求され始めている。元來、生活の質とは、それ自体は価値概念ではなく、生活の質を規定していく生活者要因の構造化のための操作概念である。そこで、生活の質を高め、高次 (high quality) の、あるいは、良質 (good quality) の生活とはどんなな生活状況のかを明らかにすることが必要なのである。すなわち、各人の生活が、第1にモノやサービスの必要量を必要な形態で保有しているか、第2に、その生活様式は生活主体の自己実現や創造的生活を促すものであるかどうか、という観点からの生活評価が重要である。生活を組み立てていてる時間・空間・意識も含めた生活の総合的・構造的の明い直しが、個人ないし社会全体の生活の質向上にとつて不可欠であろう。

としている現実があり、その定義は一概には言えない。このような立場が異なることによっておこる定義の違いは、アーノルド (Arnold, S. B.) による研究レビューからもみられる。ここでは、「QOL は、複雑で、主観的要素と客観的要素が含まれた概念である」とした上で、どの定義にも共通する部分の存在を述べている。それらは、①身体の働きとその症状、②情緒の働きと行動の規制、③知的な働き、④社会での働きとネットワークの存在、⑤生活の満足感、⑥健康状態の把握、⑦経済状況、⑧関心事（例：仕事、趣味）やレクリエーションへの参加、⑨性の働き、⑩活力、である<sup>5)</sup>。

QOL の定義づけは、決して容易なものではない。どの定義をみても、主観的要素と客観的要素があるという点においては共通しているものの、その内容については中心とする課題によってその立場は変化しうるものだという認識は必要なのであろう。

### 3. QOL と社会福祉

最近は、欧米の文献においても、日本の文献においても「QOL」という用語はいたるところに登場する。ロートン (Lawton, M. P.) によれば、“quality of life” の項目の下、1985年の77文献から、1988年には149文献 (Index Medicus) に増え、また1985年に掲載を始めた Psychological Abstracts には35文献が、1988年には80文献になっている。その他に、MEDLINE や PSYCHINFOにおいても、その数は驚くべきほどである<sup>6)</sup>、と述べている。このような背景の中で、QOL と社会福祉は密接な関係をもつくるのであるが、1987年に全米ソーシャルワーカー協会から発行された 「Encyclopedia of Social Work 18th (ed)」 には、その項目は記載されてい

ない。日本における社会福祉及びその関係領域の事典等では、その項目の初出が1982年の「社会学小辞典 (増補版)」で、80年代後半になりやっと多くの事典等でみられるようになったのが現状である（表1）。このように、用語の実際の使用の始まり・普及と事典などへの登場には、時間的な差が生じている。言い換えれば、「QOL」もしくは「生活の質」という用語ばかりが、その本当の意味での理解なしに、先行していたと言えるのである。

しかし、QOL と社会福祉の関係となると、早くからその問題提起はなされている。村田・疋田は、従来の低所得者層への所得配分を意味してきた「福祉」に対して、「生活の質」が重点を置くところは、生きがいとか生活のしやすさといった広義の福祉であり、これを「新しい福祉」と呼び、「福祉」のもつ意味のひろがり、「生活の質」と同義に近い感覚で用いられるようになったことを強調している<sup>7)</sup>。また、三重野は、「福祉」は政策概念などのハードな側面も担う、目標、手段を包括する概念であるが、それに対する「生活の質」とは、「福祉」の実現された状態を意味するが、それ自体には政策概念を含んでいないとしている。さらに、「生活の質」は、「生活者」の「質」的側面、状態という観点が強調されることから、「福祉」に対する独自性が主張されることがあり、それが個人に関する概念であるとともに、社会システムとの関係まで含むとしている。このように、「生活の質」は福祉より狭い概念であるとともに、広い概念であり、ときとして「生活の質」と福祉を同一の概念と見なす<sup>8)</sup>としているのである。

これらから、「生活の質」の概念が、「社会福祉」といかに密接な関わりをもっているかがわかる。社会福祉において、生活者の視点をまず第一にして「社会福祉の基本視角」を見いだしている<sup>9)</sup>こともまた、この二者の関係の深さを示していると言

5) Arnold, Sharon B. "Measurement of Quality of Life in the Frail Elderly" In Birren, J. E., Lubben, J. E., Rowe, J. C. & Deutchman, D. E. eds., *The Concept and Measurement of Quality of Life in the Frail Elderly*, Academic Press, 1991, p. 52.

6) Lawton, M. Powell "A Multidimensional View of Quality of Life in the Frail Elderly" In Birren, J. E., Lubben, J. E., Rowe, J. C. & Deutchman, D. E. eds., *The Concept and Measurement of Quality of Life in the Frail Elderly*, Academic Press, 1991, p. 3.

7) 前掲1)、13ページ。

8) 三重野卓、『「生活の質」の意味』白桃書房、1990年、18~19ページ。

9) 一番ヶ瀬康子『現代社会福祉の基本視角』時潮社、1989年、370~377ページ。

ってもいいのかもしれない。

#### 4. QOL（生活の質）の領域〈客観的因素の一部分〉

QOLの概念の複雑さ、多様さについては前述した通りであるが、主観的因素と客観的因素がそこにあることは、共通している。そこで、QOLを高めることを可能とするために、客観的因素の一部分であるQOLの領域を考えてみたい。

日本における事典等の中で、その領域に触れているのは、社会学小辞典（増補版）<sup>10)</sup>、社会福祉実践基本用語辞典<sup>11)</sup>、リハビリテーション解説事典<sup>12)</sup>である。表2のように、それらに示されるQOLの領域には多くの共通項がある。また、上田はQOLの構成諸因子として、ADL（日常生活動作）、労働・仕事、経済生活、家庭生活、社会参加、趣味、文化活動、旅行・レジャー活動、スポーツ、etc.<sup>13)</sup>を掲げた。さらに、社会福祉としてこの概念を捉えるならば、「社会生活の基本的要件」の内

容である、a) 経済的安定、b) 職業的安定、c) 家族的安定、d) 保健・医療の安定、e) 教育の保障、f) 社会参加ないし社会的協同の機会、g) 文化・娯楽の機会<sup>14)</sup>、も参考になると言える。

また、生活領域を設定して、国民の「生活の質」の指標化、福祉の水準の指標化を試みているものには、「社会指標」があり、後の「国民生活指標」がある。もちろん、指標化という作業自体、多くの困難を抱えているのであるが、「社会指標」から「国民生活指標」へ改められた過程で、「社会指標」に掲げられた生活領域を再検討し、その生活領域について、「福祉にとって何が『重要』か」という基準はいぜんとして重要な位置を占めるが、広く社会あるいは国民生活の現状とその変化をとらえそこで問題点を明らかにするという幅広い目的に沿って国民生活の様々な態様を体系的かつ簡潔にしかもバランスよく把握、分析、整理しうるような分類を目指した<sup>15)</sup>という点においては、「国民生活指標」の領域設定は評価できるものであると言える。それらは、(1)健康、(2)環境と安全、(3)経

表2 事典等にみられるQOLの領域

発行年	事典、辞典、等	QOLの領域（客観的因素）								
		消費生活	労働生活 職場の 生活	余暇生活 レクリエー ション	家庭生活	地域の 生活 社会関係	文化			
1982.8	社会学小辞典（増補版） 有斐閣									
1989.3	社会福祉実践基本用語辞典 川島書店		労働生活	趣味 レジャー	家庭生活		文化活動	スポーツ	日常生活 動作	
1989.6	リハビリテーション 解説事典 中央法規出版		労働 仕事	趣味 旅行 レジャー 活動	家庭生活	社会参加	文化活動	スポーツ		経済生活

1983	リハビリテーションを考える（上田敏） 『QOLの構成諸因子』		労働 仕事	趣味 旅行 レジャー 活動	家庭生活	社会参加	文化活動	スポーツ	ADL (日常生活動作)	経済生活
------	-----------------------------------	--	----------	------------------------	------	------	------	------	-----------------	------

1983	社会福祉原論（岡村重夫） 『社会生活の基本的要件』		職業的 安定	（文化・ 娯楽の機 会）	家族的 安定	社会参加 ないしは 社会的協 同の機会	（文化・ 娯楽の機 会）			経済的 安定	保健・医 療の保障	教育の 保障
------	------------------------------	--	-----------	--------------------	-----------	------------------------------	--------------------	--	--	-----------	--------------	-----------

1985	国民生活指標—NSI— （国民生活審議会総合政策部会調査委員会編）		勤労生活		家庭生活	地域・社 会活動	学習・文 化活動			経済的 安定	健 康	学校生活	環境と 安全
------	--------------------------------------	--	------	--	------	-------------	-------------	--	--	-----------	-----	------	-----------

10) 濱島朗・竹内郁郎・石川晃弘編『社会学小辞典〔増補版〕』有斐閣、1982年。

11) 社会福祉実践理論学会編『社会福祉実践基本用語辞典』川島書店、1989年。

12) 村地俊二・福本安甫・井神隆憲編『リハビリテーション解説事典』中央法規出版、1989年。

13) 上田敏『リハビリテーションを考える』青木書店、1983年、47ページ。

14) 岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会、1983年、78~82ページ。

15) 前掲2)、20ページ。

済的安定、(4)家庭生活、(5)勤労生活、(6)学校生活、(7)地域・社会活動、(8)学習・文化活動、である<sup>16)</sup>。なお、1993年には、「新国民生活指標」が、今までの「国民生活指標」に代わる指標として登場したが、そこでは生活領域という捉え方がなくなり、個人の生活の活動領域として「(1)住む、(2)費やす、(3)働く、(4)育てる、(5)癒す、(6)遊ぶ、(7)学ぶ、(8)交わる」<sup>17)</sup>が設定された。生活領域から活動領域への視点の転換は、今までにはないものであるが、「活動」という能動的な概念と「生活」とは、その性格を異にするものではないかとの疑問が残る。

QOLの概念把握の困難さと同様に、その領域設定も容易ではない。ここでも、中心課題をどのような立場から検討しようとしているのかによって異なるてくる。そこで、本研究においては、これらの領域の重なり合うところを考慮しながらも、社会福祉の視点からの検討の重要性、そしてその領域的一般性・普及性から、「国民生活指標」の8領域で検討をしていきたい。

## 5. 障害者関係法とQOLの領域

現在の障害者関係法（心身障害者対策基本法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、精神保健法、生活保護法）とQOLの関係はどのようになっているのだろうか。それらをQOLの領域から分類をしたのが、表3である。それぞれの領域を社会福祉の視点から検討をしてみたい。

### (1)健康

健康の領域では、医療機関を通して障害を補うことに重きが置かれている。しかし、ここで扱われる医療は身体障害者福祉法の更正医療をはじめとして、治療効果の有無によるものや精神保健法での入院など、障害故に障害をもっていない人に近づける対症療法の域をでていない。障害をもっている人の日一日の健康は、障害の現状を知って生活を営むための、ノーマライゼーションの原則<sup>18)</sup>に基づく、1日のノーマルなリズム、1週間のノーマルなリズム、1年間のノーマルなリズム、

などを作るのに必要な医療の保障であるはずである。これは、決して医学的に障害を軽減するとか、機能を回復するとかではない。

### (2)環境と安全

各法には、この領域における条文が見当たらぬ。障害をもっている人も、いない人も、憲法によって国民としての保障がなされていると考えるならば、障害者関係法の中になくてもいいのかもしない。しかし、この環境を広く交通環境（スロープの設置、公的移動手段の普及、他）とその安全、そしてまた障害をもっている人の権利擁護の視点をこの領域に含めるならば、障害者関係法の中にも確固たる位置づけが必要となる。特に、これらの法に権利の視点（例えば、生活保護法にのみある不服申立て、等）が欠落していることは、障害をもっている人の生活を脅かすことにもなり、安全な、安心した生活など営むことは不可能である。

### (3)経済的安定

租税その他の公課の非課税をここに含めたが、経済的安定に直接つながるかは疑問が残る。経済的保障がしっかりとなされないまま、障害をもっているから非課税とするのでは、保護の域を脱していない。そしてまた、精神に障害をもっているとされる精神薄弱者や精神障害者には、税制上の措置すら触れられていないことは、障害をもっている人の法として一貫性に乏しい。

障害をもっている人の経済的安定に関しては、障害年金等も、他法の下、整備はされているものの、これは経済的な基盤の一部となり得ても、それによって経済的安定には結びつかない。結局のところ、年金以外のプラスアルファ分は、個人的に獲得しなければならないのが現状である。

### (4)家庭生活（生活の基盤となる場）

ここでは、「家族との生活」として捉えるのではなく、「生活の基盤となる場」として、少し広い意味で捉えた。歴史的にみても、日本の障害者福祉は、施設を中心になされてきたこともあり、衣・食・住をする場として、施設もこの領域に含めた。

16) 前掲2)、19~25ページ。

17) 経済企画庁国民生活局編『新国民生活指標（平成5年版）』大蔵省印刷局、1993年、19~28ページ。

18) 江草安彦『ノーマライゼーションへの道』全国社会福祉協議会、1982年、42~43ページ。

表3 QOLの領域からみた障害者関係法

	心身障害者対策基本法	身体障害者福祉法	精神薄弱者福祉法	精神保健法	生活保護法
目的	発生の予防、医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等を定め、総合的推進を図る	自立と社会経済活動への参加の促進のため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の増進を図る	更正を援助し、必要な保護を行い、福祉の増進を図る	医療及び保護を行い、社会復帰を促進し、発生の予防、国民の精神的健康の保持・増進により、福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る	憲法25条の理念に基き、国が困窮するすべての国民に、その程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長する
国及び地方公共団体の責務	発生を予防し、福祉を増進	理念の具現化のため、援助と必要な保護を総合的に実施	国民の理解を深め、更正の援助と必要な保護の実施	各種施設の充実によって、社会生活に適応できるようにし、発生の予防、国民の精神保健の向上のための施策を実施	
(1)健康	母子保健対策強化(9) 傷病の早期発見及び早期治療(9) 医療の給付（生活機能の回復取得のため）(10) 各種判定、相談業務(16)	医療保健施設(5・18) 機能訓練・介護方法の指導、他（身体障害者センター）(18) 更正医療の給付(19) 医療機関の指定(19)		精神病院の設置(4・5) 精神保健医の指定(18) 精神病院への任意入院（本人の同意）(22) 都道府県知事による入院措置(29) 医療保護入院（保護義務者の同意）(33) 応急入院（同意なし）(33) 仮入院（後見人、配偶者、親権者、扶養義務者の同意）(34)	医療扶助（診察、薬剤・治療材料、医学的処置・手術・その他の治療・施術・病院・診療所への収容、看護、移送）(15) 医療保護施設(38) 医療機関の指定(49)
(2)環境と安全					不服申立て(64・65・66・69)
(3)経済的安定	年金・手当(20) 税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免(23)	租税その他の公課の非課税(44)			租税その他の公課の非課税(57)
Q O L の 領 域	(4)家庭生活（生活の基盤となる場） 補装具等の給付（障害を補うため）(10) 施設収容・通園(10)：施設整備(18)、専門職員の配置・養成(19) 重度で自立が著しく困難な者を終生にわたり必要な保護(11) 家庭訪問等(13) 措置後の指導・助言(17) 住宅確保・整備(22) 父母等の死後への配慮（生活についての不安の軽減）(24)	身体障害者居宅生活支援事業（身体障害者居宅介護等事業・身体障害者デイサービス事業・身体障害者短期入所事業）(4・18・26) 身体障害者更正援護施設(5・18・27)：更正訓練費の支給(18) 身体障害者手帳の交付(15) 日常生活用具の給付・貸与(18) 補装具の交付・修理(18)	精神薄弱者居宅生活支援事業（精神薄弱者居宅介護等事業・精神薄弱者短期入所事業・精神薄弱者地域生活援助事業）(4・15・16) 精神薄弱者援護施設(4・21) 日常生活用具の給付・貸与(15)	精神障害者社会復帰施設(9) 精神障害者社会復帰施設(9) 保護義務者(20) 相談・訪問指導(43)	健康で文化的生活水準(3) 生活扶助（衣食、他）(12) 住宅扶助（住宅、補修、他）(14) 出産扶助（分べん、他）(16) 葬祭扶助(18) 保護施設(38)
(5)勤労生活	職業指導、職業訓練、職業紹介(14) 雇用促進、優先雇用、施設・設備の整備・助成(15)	公共職業安定所に紹介（職業訓練・職業あっせん）(18) 売店の設置(22)：小売販売業の許可(24) 製作品の購買(25) 身体障害者授産施設(31)	職親への委託(16) 精神薄弱者授産施設(21)	精神障害者授産施設(10)	生業扶助（資金、資料、技能修得、他）(17) 授産施設(38)
(6)学校生活	教育の内容・方法の改善・充実(12)：施設整備(18)、専門職員の配置・養成(19)				教育扶助（義務教育における学用品、通学用品、他）(13)
(7)地域・社会活動	必要な知識の普及(9) 交通施設・公共的施設の利用の便宜（施設の構造・設備の整備）(22) 国民の障害者理解への施策(26) 中央心身障害者対策協議会(27) 地方心身障害者対策協議会(30)	身体障害者福祉審議会(6) 福祉事務所(9) 身体障害者更正相談所（身体障害者福祉司）(11) 民生委員(12) 身体障害者相談員(12) 身体障害者の福祉に関する思想の普及・指導啓発(13)	福祉事務所(13) 精神薄弱者福祉司(10) 精神薄弱者更正相談所(12) 民生委員(15) 精神薄弱者相談員(15) 中央児童福祉審議会(21)	精神保健に関する知識の普及（精神保健センター）(7) 地方精神保健審議会(13) 精神保健に関する業務に従事する職員(42)	福祉事務所(19) 社会福祉主事(21) 民生委員(22)
(8)学習・文化活動	自主的・積極的なレクリエーション活動、スポーツへの参加：施設・設備・その他諸条件の整備、助成(25)	手芸・工芸・その他の創作的活動（身体障害者福祉センター）(18)			

\*カッコ内の数字はそれぞれの法の条文を示す。

身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法には、日常生活用具の給付・貸与の他、福祉関係八法改正によって、居宅生活支援事業が位置づけられた。今後は、地域におけるこれらの内容・質の問題が問われることになる。また、施設体系においても、生活の基盤となる場としての位置づけがどのように変化するのか。そこにおけるQOLをいかにして高めていくかは課題となってくる。機能に応じ

た施設を用意することは大切だが、施設にいる障害をもっている人が「地域の中の生活者」として、いかに地域とつながっていくかが問われることになる。家庭生活の領域は、勤労生活・学校生活と比較しても、一日の大半を過ごす場である。この領域の充実こそは、障害をもっている人のQOLを高めるのに不可欠なものである。

### (5)勤労生活

それぞれの法の下の授産施設もここに含めた。それは、その施設機能が「職業を与え、自活させる（身体障害者福祉法・精神薄弱者福祉法）」、「自活することができるよう・・・職業を与えることにより・・・社会復帰の促進を図る（精神保健法）」、「就労又は技能の修得のため・・・自立を助長する（生活保護法）」とし、法律上勤労との結びつきが深いことからである。しかし、施設と職場の中間的役割、通過的役割を果たすべき授産施設が、その本来の機能とは異なり、現実には就労となかなか結びつかないという点では問題を多く抱えている。授産施設以外では、心身障害者対策基本法、身体障害者福祉法に、職業訓練・職業のあっせんを定めているのであるが、その一方で売店の設置や小売販売業の許可を掲げていることは、障害をもっている人の就労に対しての保護的側面が残されており、社会の閉鎖性を物語っていると言える。また、経済的安定とも深く関わりを持つが、精神薄弱者福祉法には職親が位置づけられてはいるものの、必ずしもそれが十分に活用されていないのが現状である。しかし、この領域では他に授産施設しかいないということは、精神保健法が授産施設しか定めていないのと同様に、知的な障害、精神に障害をもっている人たちには、勤労生活を営むことを期待していないと理解せざるを得ない。積極的な職業訓練、職業のあっせん、さらには現在急増している作業所の位置づけを法的に確固たるものとしていくことが求められる。

### (6)学校生活

障害をもっている人にとっての学校は極めて重要である。しかし、ここにおける学校は義務教育を前提としているがために、心身障害者対策基本法・生活保護法（主として、義務教育に関する必要経費の保障）にしか触れられていない。昨今、障害をもっている人が中心になった活動、また障害をもっている人といない人が共に行う活動の重要性が唱えられており、義務教育に限定せず、生涯にわたって学校生活を送ることができる機会を保障していくことは重要である。

### (7)地域・社会活動

各法が示しているのは、障害をもっている人が必要に応じて利用が可能な機関や専門職である。

もちろん、この重要性を否定することはできないものの、障害をもっている人たちを理解してもらうがための正しい知識の普及は欠かせない。障害をもっている人が地域・社会で活動していくには、この知識の普及があつてはじめて機関や専門職が有効に機能すると思われる。現在の状況は、障害をもっている人を保護を必要とする人として援助することだけが、あまりにも表面に出ており知識の普及がないがしろにされていると言える。

### (8)学習・文化活動

心身障害者対策基本法では、文化的意欲を満たし、また起こさせることに触れ、加えて自主的・積極的なレクリエーション活動、スポーツへの参加ができるように条件の整備、活動への助成が述べられている。学校生活の領域との関係も深いが、障害をもっている人の多くは幼少の時代より、障害をもっていない人と分け隔てられてきた。それ故に、障害をもっている人の活動を支えていくだけではなく、障害をもっている人・いないう人が共に行う活動、さらには地域で行なわれるすべての活動に、障害をもっている人が参加できるように必要な配慮をしていかなければならぬ。

## 6. QOLの視点からの障害者関係法のあり方

障害者関係法をQOLの領域ごとに検討をして気づくことは、いわゆる「保護法」的性格がどうしても強いことである。障害をもっている人を保護・更正するという視点はあっても、生活者としての質を高めるための法とは言い難い。「保護・更正」と言う用語は、各法の目的や国及び地方公共団体の責務をはじめとして多くの条文に登場するが、社会福祉が施設を中心とする時代から、ノーマライゼーション、地域福祉を理念に導入していくようになった時代の変化の中で、障害者関係法においても、「保護」から「保障（生活の保障）」や「支援」への理念の転換、そして実践が必要となる。障害者関係法の主体は障害をもっている人であるからこそ、それらの法の基本的考え方として、現在の保護を中心とした考え方では、障害をもっている人のQOLには対応できないのであ

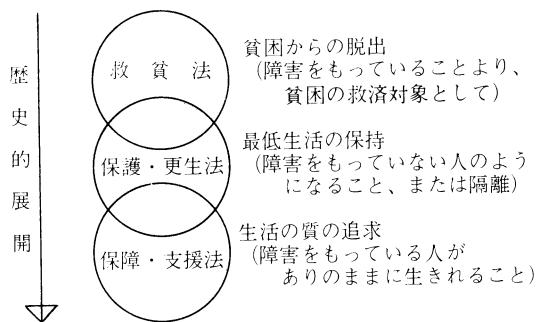


図1 障害者関係法の過去・現在・未来の理念構造

る。図1に、障害者関係法の過去・現在・未来の理念構造を示した。歴史的展開の中で、障害をもっている人に関わる法は、その時代背景から大きな影響を受けて「救貧法」から、現在の「保護・更正法」へ変化した。そしてQOLの視点で、障害をもっている人の生活を考える時、現在の「保護・更正法」から、「保障・支援法」への転換が急務とされているのである。障害者関係法の名称としては、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」へ改める動きがあり<sup>19)</sup>、障害をもっている人に対し「対策」という扱いをなくしていくことは歓迎すべきであるが、「基本法」と言うからには、障害をもっている人のQOLの領域一つ一つを配慮した抜本的改正であってもらいたい。そして、その障害者基本法を底辺としてそれぞれの障害にみあった福祉法（ここでの福祉法とは、保護・更正の視点ではなく、いわゆる「生活者」としてのQOL〔生活の質〕を保障・支援する視点）を位置づけることが望ましい。

図2において、具体的に保障・支援の視点での障害者関係法のあり方を提示した。まず、障害者基本法において、障害の特性に関わらず、障害をもっている人すべてを位置づけ、障害をもっている人のQOL領域から保障・支援体制を確立する。言い換えれば、障害者基本法は、従来の心身障害者対策基本法の弱い法的執行力から脱皮したものであり、障害をもっている人が担わされている生活上の障壁の除去との関わりを深く持つもの

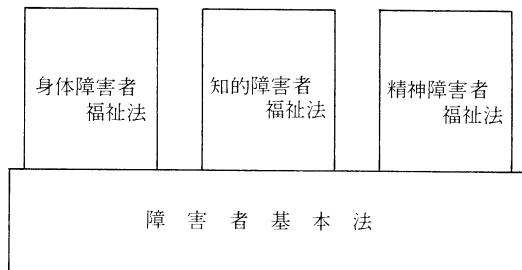


図2 保障・支援の視点での障害者関係法

である。そしてその上に、障害の特性に応じた身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法が置かれる。これらの法では、障害の特性故に生じる諸問題を対象としており、障害者基本法（すべての障害をもっている人を対象）が保障・支援していく内容との重複は避けなければならない。例えば、身体に障害をもっている人において、また精神に障害をもっている人において、共通してQOLの領域の「勤労生活」のニーズ（例：就労訓練、他）があるならば、それは障害者基本法の中で考慮されるものであり、個別的な身体障害者福祉法や精神障害者福祉法で対応するものではないことになる。よって、就労訓練を特性の異なった障害をもっている人が共に行うことが生じてくるのは当然であり、このようなことは他のQOL領域すべてに言えることである。

## 7. おわりに

障害者関係法を通して、障害をもっている人のQOLを高めるための法のあり方を検討してきた。QOLは主観的要素、客観的要素を兼ね備えている概念であり、ここでは客観的要素の一部分を考察したに過ぎない。主観的要素である、例えば満足感、幸福感、安定感などを、これらの法と照らし合わせて、また法以外の側面でみていくことが、今後の課題となる。しかし同時に、「障害者のQOLを向上させる営みは、（中略）障害の有無を越えた全ての人間に共通する「生き方」の模索の

19) 「心身障害者基本法」を改正し障害者の完全参加と平等へ、社会新報、1993年5月11日、『クリップライブリー・月刊社会福祉』第8号、株式会社NCL、1993年、42ページ。

文脈でとらえられるとき、初めて真に有効性を持つものと思われる」<sup>20)</sup> とされるように、障害をもっている人のQOLをみようとするあまり、障害をもっていない人のQOLを見過ごすことの無いようにしたいものである。障害をもっている人のQOLの向上は、「生活者」すべての人のQOLの向上となっていかなくてはならないからである。

## 付記

本稿は、1993年9月に開催された日本社会福祉学会第41回大会において口頭発表したものに加筆、修正したものである。

20) 福島智「豊かさの構造－障害者のQOLを考える」『障害者の福祉』日本障害者リハビリテーション協会、1992年8月号、5~7ページ。